

答 申 第 1 号

平成29年5月11日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 平井 信二 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成28年1月19日付け芦固審発第73-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「貴委員会開催の平成24年度第9回から11回までの会議に係る次の具体的な会議録（調書は除く）1 会議での発言者とその発言内容の記録、2 会議での内容を録音した記録、3 会議での各委員等の発言内容の電磁記録（パソコン等記録媒体を含む）」についてなされた平成27年11月9日付け公文書不存決定処分に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）開催の平成24年度第9回から11回までの会議に係る次の記録（調書は除く）、1 発言者とその発言内容、2 録音データ、3 各委員等の発言内容（電磁的記録含む）の公文書公開請求について、実施機関が平成27年11月9日付け芦固審発第58号公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 公開請求に対する決定の経緯

異議申立人が、平成27年10月27日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）第6条の規定に基づき、実施機関開催の平成24年度第9回から11回までの会議に係る次の記録（調書は除く）、1 発言者とその発言内容、2 録音データ、3 各委員等の発言内容（電磁的記録含む）の公文書公開請求を行ったところ、実施機関は公文書不存在決定処分を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成28年1月7日付けで処分の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 申立人は実施機関に対して、会議記録として重要不可欠と思考される記録の公開を求めており、実施機関は過去の発言の記録を保存していることから会議記録は存在するはずである。
- (2) 当初から作成していないのか、廃棄されたのか説明を求める。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書及び意見陳述において主張している内容は、次のとおりである。

固定資産評価審査委員会は、地方税法（以下「法」という。）第423条の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服に対しての申出を審査するために設置されている。

芦屋市固定資産評価審査委員会条例は（以下「条例」という。）、法第436条の規定に基づき、審査の手続、記録の保存その他審査に必要な事項が定められており、条例第7条から第10条の規定では、審査申出人の口頭による意見陳述、口頭審理、実地調査及び議事についての調書の作成が規定されている。

このうち議事調書の作成に当たっては、事案の表示、会議の場所及び年月日、会議の要領及びその他必要な事項について記載が定められている。

委員会は、合議体であり、審理は書面によることとされ、委員会の議事についての調書は、会議の要領を記載しているもので、審理過程の各委員の発言については、記録及び録音はしていない。

したがって、議事調書には、委員会の審理項目及び決定事項を記載している。

なお、審査申出人の口頭による意見陳述及び口頭審理では、それぞれ意見の内容及び証言すべき事項については、条例第7条及び第8条の規定により記載することが定められているが、本件公文書公開請求に係る会議では、意見陳述及び口頭審理は開催されていないため、請求のあった公文書は存在していない。

第5 審査会の判断

実施機関は、条例第10条の規定に従い議事調書を作成しており、そこには事案の表示、会議の場所及び年月日、会議の要領及びその他必要な事項が記載されていれば足りるため、審査過程の各委員の発言については記録及び録音はしていないと主張している。

本審査会としては、請求のあった3つの公文書について以下のとおり判断した。

「1 会議での発言者とその発言内容の記録」及び「3 会議での各委員等の発言内容の電磁記録（パソコン等記録媒体を含む）」については、実際に記録をしていないため存在しないとする実施機関の主張には不自然な点は認められない。

「2 会議での内容を録音した記録」について、事務局職員をして実施機関に確認させたところ、意見陳述及び口頭審理開催時に録音を行い、記録を残した後に削除しているとのことであった。しかし、今回請求された平成24年度第9回から11回の固定資産評価審査委員会において意見陳述及び口頭審理は開催されなかったため、録音データが存在しないという実施機関の主張には不自然な点は認められない。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本審査会は、実施機関が作成した平成24年度第9回議事調書を入手し

検討した結果、当該文書には、公文書公開請求等について「芦屋市情報公開・個人情報保護審査会における意見陳述について高嶋書記が意見陳述を行った旨の報告を受けた。（1月21日実施）」とのみ記載されていた。これでは、本審査会からの意見がどのように報告され、どのような話し合いが行われたかを把握することができず、住民が会議の内容を把握できるよう記録を残すという本市の情報公開の観点から不十分であると言わざるを得ない。したがって、今後、会議録の作成について検討することを望む。

以 上